

さんしゃ Zapping

Vol. 37 No. 2 (通巻 203 号)

2023 年 3 月

＜産社学会 ニュースレター＞

編集・発行：立命館大学産業社会学会（教員・院生委員会）

事務局：産業社会学部共同研究室

TEL (075) 465-8186 E-mail: s-kyoken@st.ritsumei.ac.jp

<https://www.ritsumei.ac.jp/gss/research/newsletter/>

〔 目 次 〕

＜ご退職挨拶＞

- 産業社会学部・社会学研究科のさらなる発展を祈念しています 有賀 郁敏 p. 2
- 学外研究で見てきたこと—フランクフルト、ニューヨーク、
パークレー 日暮 雅夫 p. 6

＜学部共同研究会報告＞

- 「ネッケル教授との公共圏・市民社会をめぐる対話」開催報告 日暮 雅夫 p. 10

＜自著紹介＞

- 『これで変わる！あなたの英語力！～英語の環境作りのススメ』 伊東 寿泰 p. 13
- 『スポーツの近現代—その診断と批判—』 漆原 良 p. 17

＜エッセイ＞

- 大学スポーツのこれからを考える 有賀 郁敏 p. 20
- 体育会女子バスケットボール部長を退任するにあたり—

<ご退職挨拶>

産業社会学部・社会学研究科のさらなる発展を

祈念しています

有賀 郁敏

最初に定年を迎えるにあたり、このような場を提供して下さいました産業社会学会に対し、心よりお礼申し上げます。産社共研の大藏さんから何を書いてもいいですよと言われていましたが、定年退職者としての文章ですので、31年間にわたる立命館大学での活動を振り返りながら、教職員の皆さんに対する感謝と期待を記したいと思います。

教授会の雰囲気

私は1992年4月に法学部に着任し、1994年4月より産業社会学部教授会の一員となりました。最終講義でも少し触れましたが、法学部教授会（当時）と産社教授会の雰囲気はだいぶ違います。法学部教授会では議論の手続きが重視され、ちょっと重く感じます。私は2年目に吉村先生（民法：後の法学部長）と一緒に若手懇幹事を務めました。その年は学部長選挙があり、吉村先生が若手懇として推薦する候補者を教授会で

長々と語りましたが、産社ではありえないプロセスです。

他方、異動したばかりの産社教授会は2部（夜間）が無かったからなのか会議時間が長く、7時あるいは8時までの会議もしばしばで、私の記憶では「教授会の在り方検討委員会」なるものが設置され、その委員会の在り方をめぐって長時間の議論が交わされるという珍妙なこともありました。

もともと、法学部のように議論の手続きが「整序」されていないかわりに、教員が自由に意見を述べる雰囲気があったし、議論を尽くすという点に限れば、ウイズコロナの教授会のありかたを再考する上で参考になるかもしれません。

ゼミ担当

産社では法学部ではできなかったゼミを担当することになりました。まずは基礎演習、そして専門演習です。私は記憶力になにほどこか自信が

あり、学生の名前はいうまでもなく、所属サークルや出身地、ペット情報などを早く覚えます。学生らは名簿を見ることなく名前を呼ばれ、サークルなどの状況を聞かれると、そこに気持ちの交感が生じるのでしょうか、私との関係も優しくなっています。

大学は学知創造の場であり、それを象徴する仕組みと成果がゼミであり卒業論文です。私は早い時期から卒論は「必修」とし、書かれた論文を『卒業論文集』として刊行してきました。ゼミ生が卒論と格闘する姿を見るにつけ、さすが立命館大学産業社会学部の学生だなと実感するとともに、彼女・彼らの潜勢力の一部を開花できたという私自身の達成感ともなりました。それにしても学生の問題意識は多様で面白い。簡単には理解できそうもない思考様式ですが、むしろこうした学生たちの学問的な脈動を大学・社会の側が受け止める必要性を私は感じています。

ゼミ生たちとはたくさん遊びました。ゼミコンパ、ゼミ・卒業旅行、キノコ狩り、ラフティング等てんこ盛りです。コロナ前まではオールナイトの卒業パーティーにも付き合いましたが、卒業するゼミ生への期待と寂しさが混ざり合う、何とも形容しがたい時間でした。そのゼミ生たちですが、卒業後は近況を知らせてくれるし、会いにも来る。そして有

難いことに就活期になると自分たちが恩恵を受けたように、今度は現役生のために一肌脱ごうと申し出てくれます。

ゼミにはドラマが付きものです。就活に行き詰まった男子をゼミの仲間がカラオケに連れ出して「命」を吹き込む、あるいは自己肯定感の喪失からか涙を流した女子学生に桜の写真とともに「待ってるね」とメールを送付する（桜咲くという意味なのでしょう）。どこにでもある光景かもしれません。しかし、困っている友人がいたら助けようという態度は立派であり、私は誇らしく思います。

教職協同と社交

教学や学生支援のプロセスで、たくさんの教職員と関係を築くことができました。学部長時代の執行部の方々は言うまでもなく、多くの場面で教職員と連携させていただきました。なかでも学部創設 50 周年記念事業（2015 年）では、ルーティン以外の仕事が積み重なって大変でしたが、産社校友会を含めて 50 周年を成功させようという情熱が学部にみなぎっていたように思います。私が重要だなと感じたのは、記念事業の過程で受けた職員の「本気」の意見です。こうした催しでは不測の事態に逢着する。それをいかにして共同の力へ転化させるのか。実行委員長の佐藤

春吉先生と何度も意見交換をしましたが、それでも穴が空く。その時に最もしんどい思いをした職員の言葉（訴え）には迫力があり、私の認識を激しく揺さぶりました。

こうした経験は教職協同の中に血液を流し込むうえでとても大切なことではないでしょうか。教職協同に上下関係などありません。その上で、本当の意味で真価が問われるのは厳しい局面で表出されるそれぞれの識見であり、相手が学部長であろうが誰であろうが、道理を尽くそうとする凛とした態度です。ここに強靱な教職協同の環が形成されると思います。

加えて社交も大切にしてほしい。人間にとって社交の意義を強調したのはジンメルですが、社交には共感力を高め共助の精神を醸成する仕組みがあるように思います。東日本大震災後の際、絆やオールジャパンといったメッセージが流通し、私はその言葉のインフレが気になりました。しかし生きるか死ぬかの極限状況下で見えてきた命綱は、しがらみを含む直接的な人間関係であり、その根底には地域の祭などの「非日常」的社交で培われた共助の精神であったことも事実です。教授会懇親会が中断して久しいですが、社交は決して無駄ではありません。

研究活動

産社学会のニューズレターですから、研究のことも少し触れておきたいと思います。

私は近代ドイツにおける協会組織（結社）の歴史研究に取り組んでまいりましたが、初期は政治・法制度と結社のありように関心があり、E. R. Huberの法制史を手がかりに研究を進めました。若き頃に書いた論文を読みますと結社法（Vereinsgesetz）はじめ法制度の中身が記されています。

その後、法制度から相対的に自立した民衆の小宇宙に内在する価値創造契機、すなわちシステムを内破する活動の意味を安丸良夫の著作から再認識します。ただし、安丸自身も論じているように、たとえば通俗道徳に見られる民衆の主体性は、同時に既存秩序の下支えともなりうるものであり、こうした歴史の複相性をどのように叙述するのか、「せめぎ合う関係性」という用語を使った時もありますが、今もって悩ましい課題です。

ここ数年は結社研究と並行して新自由主義構造改革と余暇・スポーツの課題に取り組んできました。新自由主義は自己責任による分断の綻びを新保守主義的イデオロギーによって弥縫し同意の調達を目指すのであり、社会における平等や連帯は軽ん

じられます。この点を念頭に、アーレントが全体主義的な画一性の観点で批判した「社会的なもの」(the social)を新自由主義構造改革の対抗軸として再評価できるのではないのか、こうした問題意識の下、結社の機能と役割を歴史的に再検討してみたいと思っています。

教職員への期待

大学へ行けば、小松原郵便局あたりから警備員さんが学生や私たちを安全に誘導し、気持ちよく挨拶してくれます。5限が終わり暗くなる頃、キャンパス清掃の方々とすれ違います。当然のことながらこれらの人たちは同僚であり、教育労働者です。暑い日も寒い日もなされるこれら労働を通じて、私たちは日々の安心を享受しています。任命式の際に川本専務理事(当時)から「教員の皆さん、学生を大切にしてください。職員を大切にしてください」と言われたことを最終講義でふれました。川本さんの心底を説明することはできませんが、教育労働には多様な担い手がいいて、それぞれの労働がスパークして実を結ぶ。仮にこのことを教職協同という言葉で表現するのであれば、あらゆる仕事の中に矜持を見出し、相互に尊重しなくてはなりません。

それぞれの立場や力量に違いがあ

っても、否、あるからこそよりよい関係を紡ぎ出す前提ができ、そこから能力の共同性が生まれてくる。そうした職場は働き甲斐のある職場であり、学生にとって親切的な大学となるのではないかと私は思っています。

QS、THEは言うまでもなく、ネット上には様々な大学ランキングがあふれています。ランキングの向上自体を否定しないにしても、学生や教職員から多くの恩恵を受けてきた私からしますと、何よりも学生の学修や生活面における支援策が充実していること、働くすべての教職員が大切にされる大学であって欲しいと思います。「国栄えて民滅ぶ」のようなことが立命館にあってはなりません。

あらためまして、長い間本当にありがとうございました。産業社会学部・社会学研究科のますますの発展を心より祈念しています。

(2023年3月)

学外研究で見てきたことーフランクフルト、

ニューヨーク、バークレー

日暮 雅夫

私は過去に、前任校も含めて3回海外研修に行かせていただきました。今回はその時のお話をしたいと思います。実は、私が訪れたこの三つの都市は、フランクフルト学派第一世代のM.ホルクハイマーとTh.W.アドルノがドイツから亡命してアメリカに渡ったルートと期せずして同じものでした。

1、フランクフルト

私は、1996年4月から1年間、前任校の盛岡大学の海外研修としてフランクフルト大学哲学部客員研究員をする機会を得ました。その当時のドイツのフランクフルトの現状は、日本にいた私にはまったく予想もつかないものでした。

当時の社会状況を振り返ってみると、1989年のベルリンの壁崩壊、1990年のドイツ再統一、1991年現存社会主義、ソビエト連邦の崩壊がありました。そうしたなかで、グローバリゼーションは進行し、1993年

にはEU成立し、そのなかでヨーロッパの哲学は激しくクラッシュしていました。それまでドイツ、フランス、イギリス、アメリカのその国の内部で行われる傾向のあった哲学が、英語によって国境を越えて議論ができるようになっていたのです。研究者同士が激しく交流し議論するようになっていました。私が聴いたフランクフルトのシンポジウムでも、ハーバーマス、ホネットはもちろん、デリダ、テイラー、ブルデューがいました。

そのなかで、フランクフルト学派も目を見張る進展を遂げているのを見て、つくづく自分は井の中の蛙だった、と思いました。いくつかその進展を紹介してみます。

ハーバーマスは、1992年に『事実性と妥当性』を出版しており、それは10年前の『コミュニケーション的行為の理論』を大きく乗り越える内容を持っていました。しかし、日本の学会はコミュニケーション行為論

で止まっていたのです。新著で盛り込まれた内容は、法治国家を政治的意志形成のなかに捉えコミュニケーションの領域とするものでした。その政治的過程の中で、市民的公共圏論も位置づけられていました。市民的公共圏とは、さまざまな職種の平等な市民がたとえ初対面であっても、ディスカッションし合える領域です。そこでは、平等性、公開性、非強制性が重要な役割を果たします。

さらに、「フランクフルト学派第三世代」が前面に出てきていました。私がフランクフルトに行ったのは、ちょうどホネットがベルリン自由大学から移ってきた時だったので、ハーバーマスの影響が強い人々とホネットと協力関係にある人びとが論争していました。当時、ホネットは、ハーバーマスを批判しながら、自分の承認論を形成していました。この承認論は、人間の実践の多様な領域を包摂するものであり、ハーバーマスの理論よりも広く、感情的・情動的な関係も含むとされていました。つまり、承認論は三段階の承認から形成されていて、それは①愛、親しい人の間の、今日親密圏と言われるもの、②一般的な平等な法権利関係、③連帯、価値観を共有する共同体におけるものだったのです。ホネットはこの承認論を、フランスのポストモダン思想、ナンシー・フレイザー

などのアメリカのフェミニズム理論と対話させようとしていました。私は帰国後、さらに自分の研究を続け、いろいろな論文・著作のなかでフランクフルトで見たものを伝えようと思いました。それが、実質的に私の研究者としての出発点だったと思います。

2、ニューヨーク

2009年に立命館大学産業社会学部に移ることになり、研究面では引き続き承認論に取り組んでいました。2013年9月にアメリカ・コロンビア大学人文学部に客員研究員としていく機会を与えられました。それは当時、ホネットが、春学期はフランクフルト、秋学期はニューヨークにいたのでそうになりました。

当時ニューヨークの学生は、格差社会をもたらした新自由主義への批判から社会主義志向を強めていました。大学街の本屋でも、マルクスやグラムシの著作が山積みされていました。その背後には、2008年にサブプライムローンの破綻から世界同時経済不況が生じ、グローバルな資本主義の危機が前景化し、2011年には新自由主義に対するウォール街占拠運動があったことがあります。その時有名となった標語は、「99%」でした。

当時ホネットはフェミニスト、ナ

ンシー・フレイザーとの論争を経て、さらに承認論を労働論と繋げようとしていました。ホネットは、『私たちのなかの私』のなかの「労働と承認」等でそれを扱っています。そこでは、現在の新自由主義的労働のあり方を批判し、最低賃金の保障・尊厳のある労働の形態を求めることを承認論から展開していました。後者は、自分の労働が社会のなかで意義のあることを実感できる労働を意味しています。

ホネットの『承認をめぐる闘争』に続く、第二の主著『自由の権利』が2011年に出版されていました。この1月に翻訳が出たばかりです。私は、ニューヨークのアパートでドイツ語とホネットからもらった英訳を首っ引きで読み、友達になったスイス人と討論する日々でした。

そこでは、かつては抽象的な人間論だった承認論が、三領域に応じて歴史的・具体的に展開する構想で語られていました。その方法論は、「規範的再構成」であり、それは、さまざまな諸規範が現実社会の中で展開され取捨選択され、発展させられていく様を描き出す方法でした。この本全体で主張されている「社会的自由」とは、諸個人が自分の自由を他者との関係のなかで初めて実現できるとするものでした。それは自由論を承認論と結合するものです。この

社会的自由の構想は、『社会主義の理念』へとつながっていくことになります。

3、カリフォルニア・バークレー

次の学外研究の機会では、2018年8月から半年、カリフォルニア大学バークレー校で客員研究員として赴くことになりました。最初はホネットのところに行く予定だったのですが彼自身がサパティカルを取るとのことで、別な受け入れ先を探しました。『弁証法的想像力』で著名なジェイにメールで相談したら、直ちに受け入れる、と言ってくれたので、即決行くことにしました。カリフォルニアに初めて入ったとき、どこまでも青い空が印象的でした。

最初にバークレーのジェイの研究室に挨拶に行った時、新自由主義批判をテーマに批判理論の共編著を出すを持ちかけました。この背景には、新自由主義がもたらした状況が世界中で深刻化し、アメリカでは2017年トランプ大統領登場に見られるように、ポピュリズム的権威主義の潮流が至る所で見られるようになったことがありました。

ジェイとのインタビューも企画し、「〈インタビュー〉アメリカ批判理論の発展と今日の課題——マーティン・ジェイに聞く——」(『思想』2020年5月号、No.1153、岩波書店)とし

て掲載されました。そこでは、アメリカ批判理論の独自の生成の仕方が明らかにされています。それをいくつか挙げていきますと、アメリカの人々は、ホルクハイマー/アドルノの『啓蒙の弁証法』によってではなくマルクーゼを通してフランクフルト学派を知り、その源流を辿って研究して行ったとのことでした。70年代以降ハーバーマスが登場し、ハーバーマスが「啓蒙の擁護」を主張するので、デリダ等のポストモダン派との抗争が生じました。しかし、それは、21世紀に入って、ハーバーマスとデリダの共同宣言によって表面的には和解に至りました。

2021年のジェイとの共編著『アメリカ批判理論：新自由主義への応答』では、この両派から論文を集めました。そこでは、ジェイ、N.フレイザーのようなハーバーマスの影響が強い潮流、W.ブラウン、P.E.ゴードンのようなポストモダン派、「第一世代」の影響が強い潮流との両方から論文を集めています。特に後者は、新自由主義からの世界の展開を、権威主

義的暗黒状況への転換として捉えています。権威主義とは、「人々が強い指導者を支持して集まりそれに従うこと、特に危機に際しては、弱者やよそ者に対して攻撃すること」を指します。これこそ現代の世界に広く見られるもの、トランプが代表するものであり、ウクライナ侵略にまで通じているものではないでしょうか。アメリカ批判理論は、この権威主義が、現在の政治・社会・文化のすべてに客観的構造として浸透していることを批判しているのです。なかなかその解決の糸口を探るのは難しいかもしれませんが、市民的公共圏の議論の中でやっていくしかないのではないかと思っています。

今までどうもお世話になりました。皆様方に助けられて、今日までやっていくことができました。また、これからも特任教授として勤めさせていただきたいと思いますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

< 学部共同研究会報告 >

「ネッケル教授との公共圏・市民社会を

めぐる対話」開催報告

日暮 雅夫

【開催日時】 2022年11月14日（月）13:00～15:00

【会場】 修学館3階産社共同研究室・共同研究会室

【報告者】 Professor. Sighart Neckel (The University of
Humburg)

【司会・コメント】 日暮雅夫

2022年度(第1回)産業社会学部共同研究会は、2022年11月14日13時から15時まで、修学館3階・産社共同研究室・共同研究会室で開催されました。お招きしたネッケル氏は、現在ハンブルク大学の社会学の教授です。批判理論の立場から、広く現代社会や文化の問題をテーマに活躍されています。著書『地位と羞恥』（法政大学出版局）が既に翻訳されて

います。今回は、最新のハーバーマスのIT空間における公共圏論のアップデートについて報告していただき、10名弱の参加者によって討議を行いました。

ネッケル氏が今回、「ハーバーマスの『公共性理論とそのアクチュアリティ』についてのコメント」という報告で取り上げたのは、つい先日出版されたハーバーマスの新著『公共性の新たな構造転換と熟議政治』でした。ハーバーマスは1962年に『公共性の構造転換』を出版し、私的な市民が公共的課題を論議する市民的公共性の役割を確立しました。そして、ハーバーマスは、その60年



後の 2022 年に、デジタル化が公共性に与えた変化を取り上げたのです。ネッケル氏も今回の報告では、この新たなインターネット資本主義の特性、そしてかつての新聞、ラジオ等のメディアとの違いを中心的に論じました。

ネッケル氏の議論を要約しましょう。ハーバーマスが『公共性の構造転換』で行ったことは、公共圏の私事化がメディア的な公共性の危機診断の中心にあるというものでした。公共性は代議制民主主義を支える役割を果たすはずでしたが、それが利益追求などの私事化によって危機に瀕するということです。そして、ハーバーマスは 21 世紀のデジタルコミュニケーション技術によって、公共圏の断片化と無境界化が生じ、ジャーナリズム的な門番機能を浸食し、インターネットが自転する「泡」を作り出すことを強調しました。デジタル的なコミュニケーション領域は、公的でも私的でもなく公共性へと膨張した領域として把握されます。このような領域では、フェイクニュースと陰謀理論が浸透しやすくなります。ハーバーマスは、オンラインテキストの最低基準と、フェイクニュースの拡散におけるプラットフォームの責任義務を要求します。ネッケル氏は、このようなハーバーマスのデジタル公共圏理解が、60 年前にラ

ジオ、テレビ、映画の「消費主義的性格」を批判していたことと矛盾しないか、デジタルメディアによるコミュニケーションを一面的に否定的に描いてはいないか、に関しては詳細な議論が必要だ、と報告を閉じています。

このようなネッケル氏の報告に対して、会場から多様な質問が寄せられ、活発な議論が交わされました。

私がネッケル氏にした質問は以下です。第一に、ネッケル氏自身が最後に指摘していた論点でもあるのですが、ハーバーマスがデジタル公共圏の積極面を全く語っていないとしたら、それはどう考えるべきかということです。例えば SNS は 2010 年以降の「アラブの春」、最近の #MeToo 運動、#BlackLivesMatter 等の展開に大きな役割を果たしてきました。そこでは、抑圧された者の声を公共圏につないでいく機能が感じられますが、そのような側面についてどう思いますか、というものでした。それに対するネッケル氏の答えは、SNS 上の運動は両面的ではないか、というものでした。つまり、一方でプログレッシブな運動も作り出しているが、他方で右派ポピュリズムやファシズムも作り出している側面もあることは看過できない、というものでした。確かにこのネガティブな側面にも注目しなければならない

ことは改めて教えられました。

第二の質問は、ハーバーマスが時事診断のなかでは新自由主義と資本主義の批判に言及しているが、社会理論のなかではそれらをあまり位置づけていないように見えることについてです。現在の **Gafamism** を見ると、社会理論のなかでも資本主義経済の構造的分析やその転換の可能性を論じる必要があるかもしれないというものでした。それに対するネットケル氏の答えは、1972年の時点ではハーバーマスはメディアが経済的に独立することを重視していたのであり、現在のプラットフォーム企業の在り方、経済的問題は考察されるべきでしょう、というものでした。

それ以外にも、第二波フェミニズムが公と私の境界線を問題としたこと、SNSは個人を他者と媒介する社会形成の課題も担いうる可能性、ハーバーマスが 93 才でなおこんなに

生産的な理由等々、多様な論点が話し合われました。

SNSなどのデジタル公共圏にどのような可能性があるのか、またその問題点はどこか、非常に多くの考える材料を与えられた会であったと思います。

貴重な報告をしてくださったネットケル氏、お集まりいただいた教員・院生の産社学会員のみなさま、心よりお礼申し上げます。最後に、この会を実務的に支えてくださった産社共同研究室の大藏さんと林さんに、もう一度心よりお礼申し上げます。



< 自著紹介 >

伊東寿泰（著）

『これで変わる！あなたの英語力！～英語の環境作りのススメ』
（ヨベル）

伊東 寿泰



四六判・272頁・定価1,980円税込
本体1800円+税 ISBN978-4-909871-66-4 C0016

2023年1月20日に上梓しました拙著は、書名から分かるように、大学の英語授業でも時々教えている秘訣等も含めて、どのようにしたら英語力を伸ばすことができるかという英語上達法に関する書籍です。英語学習に興味のある中・高生をはじめ、

大学生を中心として、一般の人々を主な想定読者層としています。その主な内容として、様々な英語の学習法についてのアドバイスや、基本的な英語文法の理解を基に、その知識を実際にどのように英語力向上に繋げていくか等、英語学習の秘訣も含めて、英語を喋り、外国人とのコミュニケーションをとる上で役に立つ異文化理解や、グローバル人材の育成や国際的視野の広げ方等を、大学英語教育、また留学や学外研究等の筆者の実体験を通して語っています。

英語上達法——これについては現在も多く日本人が関心を持っているようです。実際、街やネットの書店に行くと、このテーマに関して数多くの書籍を見つけることができます。雑誌や定期刊行物、単行本や新書等様々な形で出版されています。もちろんスマホやタブレット、PC等で検索できるネットの情報もたくさんあります。英語学習者の中には、そういう情報で述べられた方法を実

際に試したけれどダメだったので、別の本や情報で次の方法を試し、また次の本を買うということを繰り返す、結局うまくいかなかったので、やっぱり英語は上手にならないんだと諦めてる人もいるかもしれません。

では、何が問題でしょうか。一つには、英語習得に関してはある人に良かったからと言って、その方法が他の人に当てはまるかと言うとそうでもないからです。人には、それぞれ性格や気質の違いがあり、興味や関心も違います。現在の英語レベルがどれくらいで、英語習得の目標がどれくらいかでも方法は違ってきます。本書も英語上達の方法を幾つも紹介していますが、**他の同様な書籍や情報と違ういちばん大きな特長は、自分に合った方法を自分で見つけてもらうということを提案していること**です。この提案は、一言で言えば「**英語の環境作り**」です。

ご存知のように、英語習得に時間がかかるとすれば、ほぼ毎日のように英語に接する環境を作り出せば、必ず英語能力は上達するというのが著者の持論です。英語は「慣れ」と言ってもいいと思います。具体的には、英語学習はもちろんですが、本当は、自分の好きな、あるいは興味のあることを通して毎日**楽しみながら、英語に接する時間を多くするこ**

とができればしめたものです。英語の上達には、次の4技能——読む(Reading) 聞く(Listening) 書く(Writing) 話す(Speaking)——を、バランスよく伸ばすことが重要ですが、それらをスポーツ・映画・ドラマ・音楽・読書・友だち等、自分の興味のあるものを通して、英語に触れ使っていけたら英語の世界が広がります。このような具体例を本書の中で紹介するとともに、英語にまつわる筆者の経験やエピソードを交えながら、異文化理解も含めてお話ししています。そういう意味では、本書全部が英語の環境作りに関することを書いていますが、読者がなるべくイメージしやすく興味のあるものから取り掛かれるように、あえて環境作りの中身を便宜的に4つの大きなカテゴリーに分けて書きました。それは、

① 英語上達の秘訣

② 英語上達の方法

③ 日本でできる英語の環境作り

④ 異文化理解

の4つです。細かな項目は省略しますが、主な目次は次のとおりです。

第1章 英語上達の秘訣

1. 意欲と勤勉さ、英語に慣れること
2. 苦手意識の克服：英語の苦手意識を少しでも解消し、自信をもって

英語を使うこと

3. 英語上達の仕掛け
4. 日常英会話力を獲得するための最低限知っておくと良いこと
5. 英語に慣れるための応用編

第2章 英語上達の方法

1. 学校・大学での学び
2. 中学生くらいから大人までの英語の環境作り
3. 海外での滞在

第3章 日本でできる英語の環境作り

1. ズボラさんでも出来る英語の環境づくり
2. 自分の趣味や特技を活かした英語の環境作り
3. 国際学生や在日外国人との交流
4. 各種英語資格の取得
5. もう少し英語力を伸ばしたい人へ
6. 子育て中の英語

第4章 異文化理解

1. 最初の海外留学・旅行エピソード
2. 世界を飛び回った話

紙幅の都合ですべては紹介できませんが、例えば第1章では、英語力向上には英語学習への「意欲と勤勉さ」が求められ、この2つがとても

重要だと述べています。英語力をもっとつけたいという意欲だけでは向上しません。語学である以上、「常日頃から反復継続しコツコツと英語を学習する勤勉さ」が必要となってきます。この勤勉さが持続しない人や学生は、残念ながら英語の力を伸ばせません。そこでその意欲と勤勉さを結び付けるものが重要です。それは、将来への夢や計画であったり、異文化体験です。大学生を例にとって具体的に述べると、意欲はモチベーションであり、自らの興味やキャリア設計が明確であればあるほどモチベーションも高くなります。国際的な機関・企業・NGOで働きたい、海外ツアーコンダクターやキャビンアテンダントになりたい等の将来設計を持ったり、国際交流・海外留学等異文化を経験すると一般的にモチベーションは高くなります。そうしてこの意欲と勤勉さが結びついた学生は、コツコツと学習する勤勉さを持って英語を学習するようになります。そして、さらに英語を実生活の中で使っていける学生が英語力を伸ばしているようです。

また学生や一般の人であれば、 magari なりにもある程度英語を学習してきたわけですから、もっと自信を持って、流暢に話せなくても、間違ってもいいから積極的に英語を使う

ことにチャレンジして行って欲しいと思います。その間違いから学び、英語上達につなげていくようなしたたかさがあれば最高です。筆者は、多くの人にこの辺の意識をつけてもらうことが、英語上達への近道だと感じています。

本書では、書店にあふれている英語文法書のような解説や例文一辺倒だけではなく、少し前述したように、英語の苦手な人や、特に大学生にその苦手意識を克服し、どのように英語学習への動機づけをしたらよいのかという点にも多くの頁を割いています。特に大学生は大きな可能性を秘めているので、一旦動機付けや、やる気が出れば自分でどんどん上達してゆくことができるのです。筆者の教えていた学生の中でも、英語力を伸ばした学部生・大学院生を多く

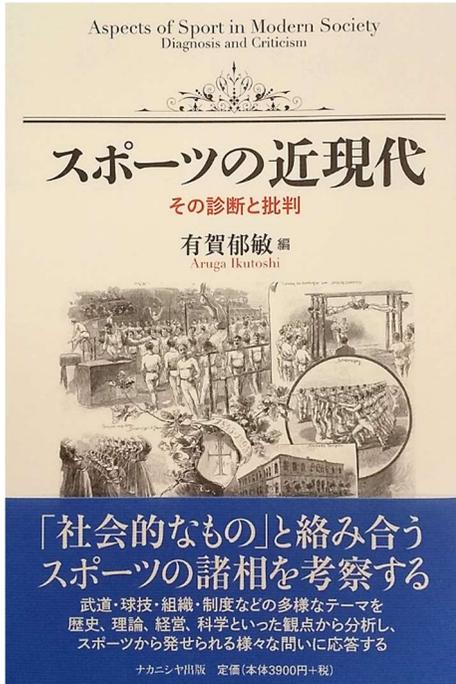
知っています。逆に、産社でも必修英語科目の単位を落として、英語単位回復科目に流れてくる学生も後を立ちません。英語の得意な学生、苦手な学生のどちらにも、英語上達のための有益な情報が書かれているので、ぜひ楽しみながら、自分に合う方法を見つけて英語を学び続け、英語力向上のために本書が役立つならば嬉しい限りです。

著者略歴：立命館アジア太平洋大学（APU）で英語副主任や言語文化インスティテュート・ディレクター等を務めた後、現在産業社会学部（産社）で英語プログラム・コーディネーターや、言語教育センターの英語運営委員等を定期的に務めている。

有賀郁敏（編）

『スポーツの近現代—その診断と批判—』（ナカニシヤ出版）

漆原 良



有賀郁敏教授の定年退職を記念した本書が刊行されたことを喜ぶともに、会として出版助成を了解いただいた産業社会学会に対し、執筆者を代表して心からお礼申し上げます。

本書はスポーツ社会専攻教員、有賀教授の下で博士学位を取得したかつての院生並びに同教授と学問的交流のある研究者によって書かれた18論文を収録しています。以下に各章のタイトルと執筆者を記します。

【第I部 歴史】第1章：ドイツにおけるトゥルネン・スポーツ組織の生成と展開（ミヒヤエル・クリューガー）、第2章：トゥルネン・スポーツ組織の歴史的な性格（有賀郁敏）、第3章：韓国における満州国の残映と植民地主義—「国民」体力時代と身体規律（権学俊）、第4章：女もすなる Jiu-jits—20世紀初頭のイギリスにおける女性参政権運動と柔術（岡田桂）、第5章：前世紀転換期の日本における講道館柔道・古流柔術・振興流派の距離と相関（藪耕太郎）、第6章：戦後日本における女子プロレス生成に関する試論—「いかがわしさ」と「健全さ」のはざままで（塩見俊一）、第7章：戦後における「野球道」イメージの大衆化の一局面—『巨人の星』と“V9 巨人軍”に関する世評を中心に（西原茂樹）、第8章：バブル期の沖縄におけるセクシャリティと観光をめぐる言説（小川実紗）、第9章：フットサルの社会史—日系ブラジル二世の移民文化と都市的消費空間との交錯（佐藤彰宜）

【第II部 理論】第10章：戦後英国における地域スポーツ政策の展

開一「統治のテクノロジー」としてのスポーツの系譜学（金子史弥）、第 11 章：From Parcours to Parkour—ダブルイヤーのポストコロニアルな転用と新しいスポーツ誕生のダイナミズム（市井吉興）、第 12 章：シカゴのレクリエーション運動とアメリカナイゼーション—ジョン・デューイの思想と実践から考える（川口晋一）、第 13 章：ビデオ判定を通じたゲームの可視化とその影響—ラグビーにおける観戦経験の変化と制御をめぐる（松島剛史）、第 14 章：地域における障害者スポーツの普及促進を考える—公共スポーツ施設が取り組む障害者の利用促進方策に着目して（金山千広）、第 15 章：東京パラリンピックと新自由主義—個体的能力観から「能力の共同性」へ（有賀郁敏）

【第 III 部 経営・科学】第 16 章：現代の「スポーツ経営学」考（中西純司）、第 17 章：J クラブによる地域貢献活動の新展開—ソーシャルガバナンス論からのアプローチ（山本悦史）、第 18 章：バスケットボールにおけるスリーポイントシュート成功率の規定要因—女子大学生選手を対象とした行動的概念に基づくコーディネーション能力評価の視点から（漆原良・細野裕希）

有賀教授の研究領域との関係もあり歴史社会科学的な論文が相対的に多く割り振られています。全体を通じて産社らしさを反映した内容構成となっています。ここに記した「産社らしさ」ですが、社会学をはじめとする総合的・学際的な学問連関（共同性）を活かし、現代社会における諸課題を探究してゆくとした産業社会学部（そして社会学研究科）の教育的特性を踏まえたものであることは言うまでもありません。

本書は第 I 部、II 部、III 部構成になっていますが、それらを往還するようなシェーマを読み取ることができます。たとえば、「社会的なもの」（the social）に対する歴史学的な考察を試みているクリューガー、有賀論文は現代英国社会におけるスポーツ政策を権力のテクノロジーに着目して考察する金子論文、シカゴの都市政策と関連したレクリエーション政策の基本政策を論じた川口論文、あるいはソーシャルガバナンス観点からスポーツ組織を考察する山本論文とシンクロしており、現代の新自由主義構造改革にまで視圏を広げれば障害者スポーツの将来を展望する金山、有賀論文（15 章）とも重なってきます。

英国の女性参政権運動と柔術の問題を論じる岡田論文は、サブカルチ

ヤーとしての戦後の女子プロレスの様態を解明した塩見論文とジェンダー論的な視点で共振しており、戦間期の植民地主義あるいはナショナルな枠組みと戦後のポストコロニアルあるいは大衆化の状況把握において、権論文、藪論文、西原論文、小川論文そして佐藤論文からはなにほどの共通の課題意識を読み取れます。さらに、体育・スポーツにおける多様な組織的マネジメントの歴史的・理論的変遷を考察する中西論文は市民社会における新たなスポーツエージェントの可能性を模索する市井論文とも関連してきます。

市民社会におけるスポーツ観戦の質転換、そして科学的検証によるスポーツ技術観（指導観）のありようをめぐる松島、漆原・細野論文は自然科学と人文社会学を架橋するものです。

このような本書の特徴を編者の有賀先生は「はしがき」で、期待を込めて次のように記しています。

「本書に掲載された 18 本の論文

は歴史、社会、文化、科学等の位相からスポーツの諸相を考察、分析している。扱われているモチーフは様々であり、知の発火点も異なっている。しかし、それでも近現代という歴史軸、さらにはスポーツがなされる場である社会や科学をめぐり、それぞれの視点から診断と批判的考察が加えられている。この点は本書の執筆者が社会科学をコアディシプリンにした立命館大学産業社会学部・社会学研究科を拠点に研究と教育を積み重ねてきたことと無関係ではなかろう。

その意味で、本書は執筆者たちの共同的思考と経験の結晶とも言うべき成果であり、スポーツから発せられる様々な問いに応答するための、ささやかな手がかりを与えてくれるものと信じている」

その意味で、本書が産業社会学学部生はじめ多くの人びとの目にとまり、学問的な思考と批評のアリーナを提供できることを期待するものです。

<エッセイ>

大学スポーツのこれからを考える

— 体育会女子バスケットボール部長を退任するにあたり —

有賀 郁敏

体育会部長という役職

本誌の冒頭で、私は 31 年間の立命館大学における教育と研究を振り返り、関係各位へのお礼と期待を記した。その中で欠けているものがある。26 年間にわたる体育会女子バスケットボール部長を退任することである。産社教授会の中にも体育会の部長、学術・学芸団体の顧問、また職員にも同副部長、顧問の任に就いている方々がおられるはずで、私だけが特別な任務にあたったわけではない。しかし、26 年間ありがとうございましたとだけ述べるには、私にとっては軽すぎる。理由は主に次の 2 点にある。

第 1 に、26 年間という在職期間の長さが影響している。私は前任者の金井淳二先生の「任期途中の退任」を受け、1997 年 4 月に女子バスケットボール部長に任命され、とうとう定年までその任を務めることになった。体育会部長・副部長そして顧問は学生部長が任命し任期は 2 年とな

っているけれど、当人の「意志」さえあれば何年続けてもよい全学役職であり、立命館大学では異例・異様な役職である。

そもそも、本学に限らず体育会部長という役職がいつ発足したのか私は知らない。体育会では監督は注目されるが、部長（ましてや副部長）は不祥事の際に頭を下げる人とししか認知されていないような感さえある。ちなみに、体育会あるいは個別の部・クラブの歴史は数多存在するが、部長の歴史ともなると勉強不足もあり寡聞にして承知していない。たとえば、慶應義塾體育會自動車部の HP には部の歴史が掲載されており、1931 年創部、1933 年に初代部長就任と記されているから、戦前より部長職はあったことが推察できる (<http://keio-ac.net/about/history/>、最終閲覧日：2023 年 2 月 16 日)。慶應自動車部より古く 1923 年創部の本学硬式野球部の HP には、監督の就任は記されているが部長の記載はない(h

<http://www.ritsumeikan-baseball.com/ourteam.html>、最終閲覧日：2023年2月16日)。いずれにせよ、歴史は長いが存在があまり知られていない不思議な役職、それが部長である。

第2に、課外活動が学生の学びと成長にとって環であるにも関わらず、正課のような3ポリシーはなく、活動に対する評価・検証がなされていないことへの苛立ちのようなものがある。立命館の場合、体育会は学友会の傘下団体、つまり学生自治の範疇にあるため大学はそこに介入すべきではないという伝統的な距離感があるように思われる。体育会は課外自主活動であり、学生の自主性と責任において運営されるという理論・理屈である。この点に関しては正常な大学自治を首肯する私は、ひとまず認める。しかし、立命館大学の学生育成目標（2018年3月）の中に「正課・課外など学生生活全体を通じて、『学びのコミュニティ』の中で相互に学び合い、切磋琢磨し、学部卒業時に次のようなことができる学生の育成を目指しています」と明記している以上、その検証は正課と同様に必要であろう（https://www.ritsumei.ac.jp/profile/about/educational_mission_and_vision/、最終閲覧日：2023年2月16日）。

ところが、正課に関しては教授会等の教学機関を通じて毎年検証がなされているのに対し、課外に関してはそれがなされた形跡はない。課外がクローズアップされるのは、もっぱら正課（単位取得、授業出席）との関連で問題とされる時である。この件で人口に膾炙している用語に「文武両道」があるけれど、私はその趣旨を理解するが、あまり好まない。理由はいたってシンプルで、文武両道と言いながら、高々、競技成績が報告されるくらいであり、武つまり課外活動に関して学生の学びと成長を踏まえて検証されることがほとんど無いからである。これでは学生育成目標に照らした課外自主活動の成果と課題は分からない。

私は立命館大学の体育会が学生育成目標との関連で成果がないと言いたいのではない。むしろ逆である。数多くの成果を挙げているし、その場面を何度も目の当たりにしてきたつもりである。問題は、このような部におけるかけがえのない諸実践と成果がまっとうに評価されないどころか、そもそも大学の評価システムの中にすら位置づけられていないことである。私はこの点に強い不満と不安を抱く。不満とは学生育成目標の検証の仕組みに欠陥があるということ、不安とはそうした学生の諸実践

やそれをサポートしている部長、副部長、顧問ら教職員のシャドーワークが消されてしまうのではないかという危機感を指す。

以上、2つの点にわたり心情を吐露してきたが、産社学会のニューズレターという本誌の性格を踏まえ、主に第2の点と関連づけて大学における体育会、大学スポーツのありようについて敷衍しておこう（この点に関して、私はやや立ち入って論じたことがある。有賀「スポーツ政策少考—スポーツの成長産業化と大学スポーツのゆくえ—」『立命館産業社会論集』第53巻、第3号、2017年、1-26頁）。

戦前における学生スポーツとエリート意識

「戦争と人間」「あゝ野麦峠」など硬派の映画監督で知られる山本薩夫が、1933年に『スポーツ』という作品を制作していることはあまり知られていない。この映画はある大学におけるスポーツをめぐる体育会学生と一般学生の上下関係を扱ったもので興味深い。一般学生が大学のグラウンドでスポーツを行っていた場に体育会の学生がやってきて、「邪魔だ、出て行け！」と言わんばかりの横暴さで一般学生を蹴散らす場面を映した作品である。確か院生時代だった

と思うが、私はこの映画を国立の一橋大学の教員宿舎のような所で見た。1933年は15年戦争の初期にあったとはいえ、大学スポーツは花形の硬式野球をはじめ陸上競技など制限なく実施されていた。前年（1932年）のロサンジェルスオリンピックでは三段跳び金メダリストの早稲田大の南部忠平はじめ、18個のメダル獲得により日本中が湧いた。ちなみに、この種目においては日本初の金メダリストとなった織田幹雄（アムステルダム：1928年）、田島直人（ベルリン：1936年）と五輪3連覇している。

戸坂潤「学生スポーツ論」（1933年）

興味深いのは、同じ年に唯物論哲学者の戸坂潤（写真）が「学生スポーツ論」の中で大学スポーツが抱えている病理を活写していることである（戸坂「学生スポーツ論」『戸坂潤全集』第四巻、勁草書房）。戸坂の論を見ておこう。

戸坂はここで、実に痛快な筆致で当時の学生スポーツの問題点を析出している。そもそも同時代、大学への進学自体が狭き門だった中で学生スポーツは文字通りエリート集団が行うものだった。体育会はそれを象徴する存在で、NHKの「いだてん」（2019年）に登場した金栗四三（東

京高等師範)は熊本の名望家の子弟であり、なかでも三島弥彦(東京帝国大学)は警視總監を父にもつ裕福な家庭に育ったエリートである。この時期の大学スポーツの花形は何と言っても硬式野球であり、早慶戦はじめ市井の人気を博して応援も過熱化し、観戦マナーの悪さや、勉学から逃避するスポーツ学生などの問題が噴出する。戸坂はこのような特権階級化した学生スポーツに巢食う病理を見事に喝破したのである。

戸坂は第1に、スポーツ＝阿片論を語る。スポーツは宗教以上に学生にとって阿片となる。スポーツは冷静な判断から生理的に遠ざける麻薬というわけだ。社会的正義はおろか社会のさまざまな出来事にも無関心となり、スポーツに耽溺する(スポーツの結果だけが関心事となる)。

第2に、学生スポーツマン＝ショーウインドウのマネキン説を提起する。営業大学(私立大学)は、有名な学者を雇うより名が通っている学生スポーツマンを入学させた方が大学経営においては有益であり、この文脈において経営者と学生は共犯関係にあり、両者ともそれぞれのメリットを知っていると論じる。スポーツで活躍して大学の宣伝となれば、勉学せずとも大学を卒業できて、しかも著名企業に就職できる。それに

対して、一般の学生ましてや市民はスポーツという社会的存在から引き離され、もっぱら「ファン」という形態でしかスポーツと関われない。唯物論者である戸坂はこのような事態に疎外されたスポーツの階級的側面を見出した。

第3に、文部省「野球統制令」(「野球ノ統制並施行ニ関スル件」:1932年)を引き合いに出して、学生自治の観点から国家権力と大学・学生自治の問題に触れている。戸坂が問題としたのは、そうした大学・学生の自治が文部当局(国家権力)の直接的な介入を招いてしまう事態である。学生スポーツは人気に胡坐をかいて運営・応援などの面で多くの問題を抱えていた。本来は自治の観点から自ら問題点を克服すべきなのに、そうした動きがいつこうに実現しない。学生スポーツ団体が問題点を放置し、自ら解決できないと踏んだ文部省が直々に躍り出て「正しく」処理する、そして従うべき「正しい」方針を提示するといった分析である。

野球統制令が各大学の体育会活動にどのような影響を具体的に及ぼしたのかは、この際問わない。ここでは体育会が自治(しかもエリート意識を土台とした自治)に胡坐をかいて耽溺にふけ、また大学自体も大学の知名度向上のために、歪んだ病理

を検証・解決しなかった点、つまり自治が学生の学びや人間的成長を育むための自治として正常に機能しなかった点を指摘したい。

立命館大学の SSP

今の大学とりわけ立命館大学が、戸坂が批判した点と同根にあると私は言いたいのではない。少なくとも本学において「有名な学者を雇うより、名が通っている学生スポーツマンを入学させた方が大学経営においては有益」という人事政策とは無縁である。加えて、「スポーツで活躍して大学の宣伝となれば、勉学せずとも大学を卒業できて、しかも著名企業に就職できる」(アンダーライン：有賀)というインセンティブは本学にはない。反対に公式戦への参加資格条件が Student Success Program (SSP) と連携して制度化されている(ちなみに、SSP は産社の漆原先生を軸に制度化された学生支援プログラムである)。SSP はペナルティーあるいは自己責任的傾向が強い他大学の似た制度と違い、学生の学修上の躓きの石を教職協同で取り除くこと、すなわち学生の自己責任ではなく大学支援のありように着目する点で本学の誇るべき制度の一つである(立命館大学における SSP を含んだ課外活動支援に関しては、以下を

参照。齊藤富一他「課外自主活動団体の高度化に向けた支援策の現状と課題」『立命館高等教育研究』第 19 号、2019 年、123 - 134 頁)。

社会正義とスポーツの課題

こうした取り組みを踏まえれば、戸坂さん心配しなくて大丈夫です。立命館大学はあなたの危惧とは非対称の環境で課外自主活動を実施していますから」と反論されそう。はたしてそう言い切れるだろうか。

戸坂は体育会の学生の問題の一つに社会正義への無関心を挙げている。社会正義とは広い概念であり、「学生スポーツ論」からその明確な概念を抽出することはできない。そのことを念頭に社会正義を「社会通念上の正しい道理」と解するならば、部活動全体にわたる「正しい道理」の是非が検証される必要があり、その中に科学的な技術認識に基づく日々の練習のありよう、そこでの監督・コーチとの関係、公式戦等における結果ならびに検証、学生組織のデモクラシー等が含まれることは明らかである。たとえば、歪んだ指導観による非科学的な練習の際、そこからハラスメントはじめ人権侵害が生じる可能性は否定できず、ゲームの勝ち負けと同様、否、大学という存在を考えれば、それ以前の大前提として

検証されなくてはならない。世間を俯瞰すれば未だにはびこっている指導上の暴力・暴言はいうまでもなく、世界的な大会で課題化しつつある性的マイノリティのスポーツへの関わり方という新しい人権の問題も浮上する。最後の点は、私の知る限り本学の課外活動政策面で課題化されているとは言えない。

サッカーワールドカップカタール大会（2022年11～12月）に際し、欧州7チームと同国民によるカタールそしてFIFAに対する抗議行動が展開された。こうした事態を前にして、「アスリートは政治に口出しするな」と言わんばかりの反論や揶揄とともに、日本サッカー協会会長の「いまサッカー以外のことで問題視するのは好ましくない」という問題逃避的な発言も垣間見られた。スポーツが社会的存在である以上、LGBTQなどの人権意識の高まりを反映した社会運動の帰趨はアスリートにもなほどこかの影響を及ぼすのであり、「サッカー以外」などと軽々に言ってしまう協会幹部の状況認識を疑わざるを得ない。政治的「中立」認識に内在する極度の政治性は、社会的秩序への馴化を核心とする社会統合作用ともなっているものであり、ここに潜んでいる思考すること自体を許さないディストピアを招き入れて

はならないだろう。

自己批判を込めて省察するならば、26年間、体育会女子バスケットボール部長として「女子」学生を念頭に性的マイノリティに関心を寄せたことはなかった。

これは社会正義をめぐる課題の一つに過ぎない。世界を見渡せばプロ組織でも課題化しつつある社会正義をめぐる問題に対し、学問的探究と学知の創造を社会的使命としている大学の体育会が無自覚であってよいはずがない。

UNIVAS と「立命館スポーツ宣言」

日本版NCAAの期待を込めて2019年3月に創設された大学スポーツ協会（UNIVAS）は現在（2022年6月）、立命館大学はじめ219大学が加盟するに至っている。設立理念として「大学スポーツの振興により『卓越性を有する人材』を育成し、大学のブランドの強化及び競技力の向上を図る。もって、我が国の地域・経済・社会の更なる発展に貢献する」という文面が掲げられ、初代スポーツ庁長官の鈴木氏は「大学スポーツから社会を変える」ことを期待していた。現UNIVAS会長のメッセージによれば、学生アスリートたちが大学スポーツで培われた力を活かし、将来、「国際社会や地域社会で貢献す

ること」「大学スポーツの社会的価値を共有することは、人類の持続的発展にとっての貴重な礎」となることも記されている (<https://www.univas.jp/about/#message>、最終閲覧日：2023年2月16日)。

しかし、設立準備段階の議論になにほどか加わった者からすると、正直のところ UNIVAS が理念を踏まえて活動をしているのかどうか判断することは難しい。「国際社会や地域社会へ貢献」と言っても、その内実が漠としていれば何をどのように貢献するのか判然としないからだ。しかも、当然のことながら大学スポーツは大学体育会スポーツに収斂するものではなく、学生のスポーツ活動全体にまで視圏を広げなくてはならない。仮にこうしたことに道理があるとして学生の生活実態にまで降り立って課題を開示すれば、学費、奨学金、アルバイト問題一つとってみてもスポーツ活動への参画の条件の厳しさが際立ってくるのであり、そうした課題に対する誠実かつ合理的な応答が大学には求められているはずである。UNIVAS CUP の結果などを示して各競技の状況を共有することに冷水を浴びせようとは思わない。しかし、「大学スポーツを通じて社会を変える」という壮大な理念を打ち立て設立された組織ならば、上述し

た LGBTQ の新しい人権問題を含み、学生がスポーツからどのような力・教養を身につけ、新たな社会を構想しようとしているのか無関心であってはならないと思う。

立命館大学には「立命館スポーツ宣言」(2014年4月)があり、そこでは「スポーツを人類共通の文化としてその意義と価値を享受することが、個人の幸福と、社会の平和と繁栄にとって不可欠なものであると考え」とした上で、「スポーツの持つ力が言葉や文化、さらには民族、国境を越えた相互理解の手段となると考え、スポーツを通じて、自由にして進取の気風に富んだ国際平和と国際交流に寄与することのできる地球市民の育成に努める」「障がいの有無に関わらず、すべての学園構成員に、スポーツに参加する基本的権利を尊重すると共に、スポーツを日常生活に根付かせ、心身ともに健康な暮らしのために生涯にわたってスポーツに親しむことを奨励する」と明記されている (<https://www.ritsumei.ac.jp/profile/about/sport/>、最終閲覧日：2023年2月16日)。ここには、これまで論じてきた論点が網羅されている。

しかし、このような高邁な理念が本学の大学教育の中にどのように浸透し、実践されているのか、その成

果と課題は何かという具体的検証が制度化されていない。「仏作って魂入れず」であってはならないのである。

立命館大学スポーツのさらなる発展を願って

先日（2023年2月9日）、大学入試期間のため京都市立体育館で女子バスケットボール部の練習を行った。その場に他大学のサークルと思われる学生たちがバレーボールを楽しんでいた。このようなサークルは、申請のために足を運び、お金を払い市立体育館のような施設で練習やゲームをしているんだなと思うとともに、全国の公共・公的施設が総務省の新自由主義的施策（2014年）によってますます収縮していくことを考え合わせると、活動の場の確保も簡単ではないだろうなと認識した次第である。

体育会の場合、キャンパス移動に伴う経費などの自己負担が必要となるが、しかし練習の拠点は優先的に

あてがわれている。私はこの点に問題を感じて「平等」にせよと言いたいのではない。ましてや戸坂が指摘した傲慢なエリート意識を読み取ろうなどと思わない。その上で、体育会の学生が同じ学生のスポーツ要求を知り、その現状に思いをはせることはできるし、必要である。なぜならば、そこに他者の困難を共同の力で解決するケアの思想が宿り、空気のように吸っている自助と自己責任の不条理を克服していくための感性が成熟してゆくからである。

課外自主活動の母体となっている体育会・学友会そして学生育成目標に課外自主活動の発展を掲げた立命館大学には、このようなケアの思想を媒介にしたスポーツ政策と実践を期待したい。「立命館スポーツ宣言」の理念は、ここにこそ開花すると、私は信じている。

（2023年2月）

Zapping 原稿募集

研究会・学会報告など教育・研究に関するあらゆるジャンルのご投稿をお待ちしております。

また、いろいろな特集も組んでいきたいと思っています。

何本かまとめてのご投稿も大歓迎ですので、ご提案がありましたら事務局に申し出てください。

形式はタイトル・名前・本文をつけ、1,500字～2,000字程度でお書きください。

原稿は s-kyoken@st.ritsumei.ac.jp に送付してください。